

事調第588号
令和7年(2025年)7月24日

一般社団法人 北海道農業建設協会会長 様

北海道農政部農村振興局事業調整課長
技術管理担当課長

農業農村整備事業における工事の事故防止について

本年4月以降、道営農業農村整備事業における工事において、作業員の労働災害（熱中症含む）や水道管、電話線の切断などの公衆災害、また、通勤時の交通事故が多数発生しているところです。

今後、工事の本格的な実施時期を迎えることから、安全管理の徹底はもとより、工事の支障となる地下埋設物及び架空線の確認などの事故防止に向けた取組を強化するよう、貴会会員等への注意喚起をお願いします。

また、7月に入り道内各地で熱中症警戒アラートが発表される日が多く、農業農村整備事業における工事現場においても、3件4名の方が体調を崩し医療機関を受診しており、熱中症について特に注意を要する状況となっております。

熱中症対策については、令和7年6月1日から労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第57号）が施行され、職場における熱中症対策が義務化されていますので、別添リーフレット等を参考に「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」といった現場における対応を適切に行うよう併せて指導をお願いします。

記

○添付のリーフレット

職場における熱中症対策の強化について（厚生労働省HPから）

○厚生労働省HP－職場における熱中症予防情報のページ

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

（主査（事業契約） 011-204-5402）
（技術指導係長 011-204-5405）